

玉野市有害鳥獣被害防止対策事業について (地区による山際への防護柵の設置)

事業概要

本市におけるイノシシ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するため、地域が主体となっ
て行う鳥獣防護柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置に対し、資材費の一部を補助します。

また、農業地域に限らず、市街地や住宅地への設置も認めており、補助対象は農地に限ら
ず、補助率は資材費（ワイヤーメッシュ柵、支柱、下部固定杭）の10割以内（別途上限
単価以内）を補助します。

補助要件

- ・ 1地区あたり 受益戸数3戸以上 かつ 原則、施工延長200m以上 であること。
（施工延長が200m未満であっても、一定の条件に合致すれば補助ができる場合があります。）
- ・ 防護柵を設置する 土地の所有者の同意が得られる こと。

提出書類

現地確認依頼書（地区代表者・受益戸数等を記入・設置位置図を添付）

＜市職員が現地で設置延長を計測し、土地の所有者をお調べします。＞

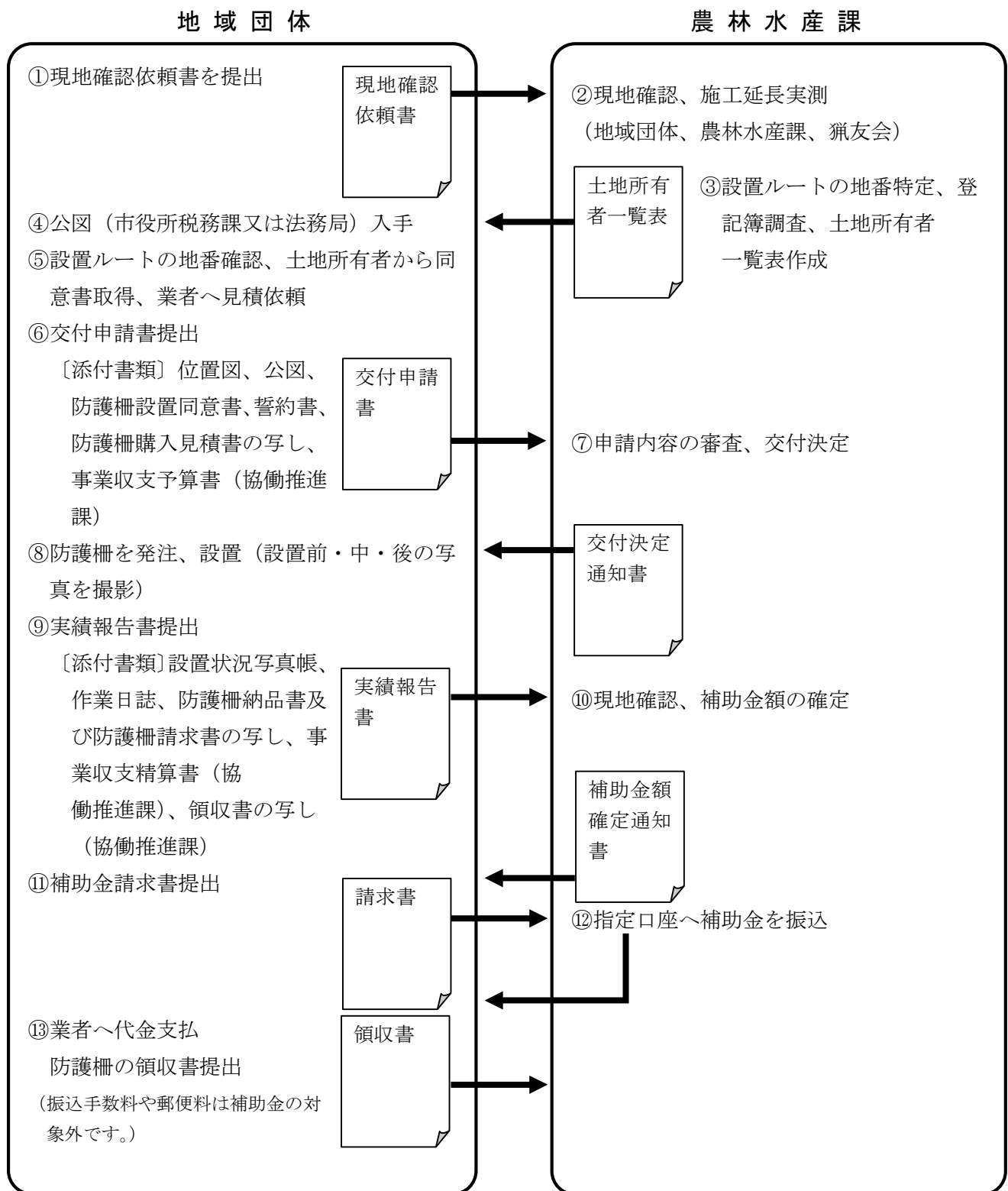
補助金交付申請書（設置位置図、公図・地権者同意書・防護柵見積書の写しを添付）

（事業完了後）実績報告書（作業日誌・施工写真帳・納品書の写し・請求書の写しを添付）
その他、必要に応じて書類を提出していただきます。

注意事項

- ・ 防護柵設置作業及び設置前の下草刈り作業は、地域で行ってください。
＜設置・下草刈り・維持管理の費用を市が一部負担する「玉野市住民活動団体による有
害獣被害防止事業」（問合せ先：協働推進課）有り>
- ・ 事業完了後も、防護柵の効果を最大限に発揮するために、1～2か月に1度は設置コース
を見回りし、破損箇所があれば早急に補修をしてください。
＜補修に必要な資材（ワイヤーメッシュ柵、支柱、下部固定杭）は現物支給します。>
- ・ 設置、下草刈り、維持管理の際は、事故の無いように注意してください。
- ・ 道路際に設置している柵が道路側に倒れると、思わぬ事故につながり、設置者に重大な責
任が問われる場合がありますので、適切なメンテナンスを行ってください。

玉野市有害鳥獣防止対策事業の流れ



※ 地区名、代表者氏名は、提出書類（交付申請書、設置同意書、誓約書、防護柵購入見積書、実績報告書、防護柵納品書、防護柵請求書、補助金請求書等）の全てにおいて、統一してください。